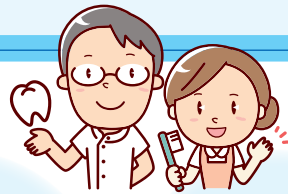


災害時こそ **口腔ケア** を



災害時の口腔ケアは後回しになりがちですが、歯・口・入れ歯の清掃をおろそかにすると、口内細菌が唾液とともに肺に流れ込み、肺炎に繋がるおそれがあります。

そのため、災害時の口腔ケアは体の健康を維持するために重要となりますが、水や口腔ケア用品が不足することが想定されます。日頃から口腔ケア用品を備蓄するようにしましょう。

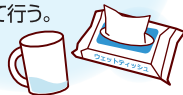
歯ブラシが無い場合

濡らして固く絞ったタオル、ハンカチなどを指に巻きつけ、歯や歯ぐき、入れ歯についた汚れを取る。



水が不足している場合

ティッシュペーパー、ウェットティッシュで歯ブラシの汚れを出来るだけ拭き取りながら歯みがきをし、うがいは少量ずつの水を数回に分けて行う。



救急指定病院一覧

地図番号	病院名	所在地	番号電話
A	大阪南医療センター	木戸東町2-1	53-5761(昼) 53-5764(18:00~)
A・C	岡記念病院	西之山町11-18	55-1221
C	寺元記念病院	古野町4-11	50-1111

災害時における **避難施設** について

災害が発生した際に、災害の危険から緊急的に避難し、身の安全を守るために**指定緊急避難場所**（広域避難場所、一時避難場所、指定避難所）を指定しています。



広域避難場所

広域避難場所は災害時において、災害の危険から生命を一時的に守ることができ、また、大人数を収容することができる場所です。

指定避難所

指定避難所は災害時において、被災者が一定期間滞在し避難所生活を送るための施設です。



一時避難場所

一時避難場所は災害時において、災害の危険から生命を一時的に守ることができ、また、避難を円滑に実施するための場所です。



指定福祉避難所

要配慮者等（高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児・病弱者等）で入院の必要や施設に入所するほどではないが、指定避難所での避難生活に支障をきたす方のために何らかの配慮がされている施設です。

※一般の指定避難所とは違い、災害発生後に必要性が認められた場合に開設します。まずはお近くの指定避難所へ避難してください。

災害種別に応じた施設への避難をしてください

種別については、25ページの避難所施設一覧を確認ください。

他市町村の開設している避難所への避難について

最寄りの避難所が他市町村の開設している避難所でも避難が可能です。
※指定避難所に指定されていても開設されていない場合は利用できません。ご注意ください。
(堺市及び南河内地域の市町村間における「災害時相互応援協定」による)